

租税訴訟学会会員各位  
実務家・研究者各位  
報道関係者各位

租 税 訴 訟 学 会  
会 長 山 田 二 郎  
副会長 山 本 守 之  
(研究・提言担当)

## 第 28 回研究会のご案内

当会の研究・提言部会では、次により第 28 回の研究会を開催しますので、是非ご参加ください。

### 記

- 1 日 時 2010 年 4 月 23 日 (金) 18 : 00 ~ 20 : 30  
※前半が発表、後半が討論となります。
- 2 場 所 弁護士会館 2 階 「クレオ」  
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3 弁護士会館内  
TEL : 03-3581-2207
- 3 テーマ 「更正の請求と税額控除規定」  
法人税の申告にあたり、税額控除の計算誤りにより納付すべき法人税額が過大となった場合に、国税通則法 23 条 1 項 1 号に定める「税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」の要件に該当し、更正の請求ができるかと解すべきか否かについて、最近、最高裁において注目すべき判断が 2 つ続けて下されている。最高裁平成 21 年 3 月 23 日決定と最高裁平成 21 年 7 月 10 日判決である。これら最高裁の判断は、申告納税制度及び更正の請求の制度の本質を問うもので、納税者の主張が認められたという側面からも意義ぶかいものである。そこで本研究会では、これらの裁判例を素材として、納税者の権利救済制度としての更正の請求のあり方を検討する。
- 4 発表者 弁護士・税理士 山本 洋一郎 氏
- 5 参加費 資料代 1, 0 0 0 円 (当日徴収)
- 6 共 催 東京弁護士会、第二東京弁護士会税法研究会、  
日本税務会計学会 (東京税理士会)
- 7 協 賛 第二東京弁護士会研修センター

以上

※事前申込は不要です。

※本研究会は、東京税理士会の会則研修です。